**平成２８年（フ）第２号**
三重県津市幸町23番６号　レオパレスＳｅｒａＶｙｓ302号室、前住所三重県亀山市田村町1888番地２　サンモールハイツ１Ａ号
債務者　伊藤　聖羅
１　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで　津地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第９号**
三重県亀山市布気町1149番地７、前住所三重県亀山市江ヶ室２丁目５番34号204　メゾン江ヶ室２Ｄ
債務者　相川　勝代
１　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで　津地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第１号**
三重県尾鷲市中井町３番24号
債務者　川端　康正
１　決定年月日時　平成28年１月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで　津地方裁判所熊野支部

**平成２７年（フ）第６７９号**
兵庫県西宮市甲山町53番地20　仁明会病院、住民票上の住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番６－1007号
債務者　西垣　義信
成年後見人　中西　康友
１　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第３１２号**
愛媛県松山市溝辺町甲61番地11
債務者　白神ヒロ子
１　決定年月日時　平成28年１月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで　松山地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２３号**
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳2016番地
債務者　守田　清次
１　決定年月日時　平成28年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで　福岡地方裁判所直方支部

**平成２８年（フ）第５号**
宮崎市佐土原町下田島20757番地43　Ｍマンション９号、前住所宮崎市佐土原町下田島20757番地13　セジュールスリー203号
債務者　長友　　功
１　決定年月日時　平成28年１月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで　宮崎地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第１００号**
鹿児島県霧島市国分姫城517番地１　アフロディーテ国分Ａ－101
債務者　森　　由香
１　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２７年（フ）第３６５号**
沖縄県那覇市与儀１丁目８番25号
債務者　山田　弘子（旧姓野原）
１　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**平成２７年（フ）第１８４号**
松江市砂子町207番地４
債務者　梶谷　繭美
１　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで　松江地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第３号**
松江市北田町63番地４　バルビゾンたまち206、前住所松江市古志原３丁目14番50号
債務者　庄司　克信
１　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで　松江地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第８号**
北九州市八幡西区本城東１丁目３番25―106号
債務者　堤　よし子
１　決定年月日時　平成28年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第１号**
青森県黒石市青山124番地５　コートハウス青山102号
債務者　払川　朝子
１　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで　青森地方裁判所弘前支部

**平成２７年（フ）第２２９号**
神奈川県横須賀市汐入町２丁目20番地
債務者　平岡　　哲
１　決定年月日時　平成28年１月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２７年（フ）第８３０号**
愛知県海部郡大治町大字砂子字犬飼1766番地の１　パレス第一大治Ａ601号室
債務者　加藤　玉枝
１　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１９８７号**
名古屋市中区富士見町５番23号　ライオンズマンション上前津1102号、従前の住所宮崎市大塚町流合5072番地
債務者　河野　博文
１　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部